

◎新潟県告示第1093号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	コペルプラス 長岡 教室	長岡市関東町5-5長岡 ファーストビル201号室	株式会社クラ・ゼミ	令和6年 9月1日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				